

大阪市条例第 2 号

大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
（定義） 第 2 条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第 2 条第 9 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 [2 略] 3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法<u>第 2 条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。 [4 略] （個人情報保護法施行等条例の特例） 第 3 条 市会保有特定個人情報に関しては、個人情報保護法施行等条例第18条第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第35条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法施行等条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護法施行等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>第44条</td><td>又は第</td><td>、大阪市特定個人情報</td></tr></table>	[略]			第44条	又は第	、大阪市特定個人情報	（定義） 第 2 条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第 2 条第 8 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 [2 同左] 3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法<u>第 2 条第 9 項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。 [4 同左] （個人情報保護法施行等条例の特例） 第 3 条 [同左] <table><tr><td colspan="3">[同左]</td></tr><tr><td>第44条</td><td>又は第</td><td>、大阪市特定個人情報</td></tr></table>	[同左]			第44条	又は第	、大阪市特定個人情報
[略]													
第44条	又は第	、大阪市特定個人情報											
[同左]													
第44条	又は第	、大阪市特定個人情報											

第1項 第1号	18条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）第3条の規定により読み替えて適用する第18条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第1項 第1号	18条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）第3条の規定により読み替えて適用する第18条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]			[同左]		
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。